

県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)面積 1,072 ヘクタール
存続期間 平成15年11月1日から当分の間

公 告**熊本県公告第714号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき平成15年3月17日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ東八代店
熊本県八代市海士江町2753番地2
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はない。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成15年10月22日から平成15年11月21日まで

熊本県公告第715号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県庶務事務システム開発業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成17年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県庶務事務システム開発業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうち、情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 過去5年間に1,000人以上のユーザが利用するイントラネットによる複数の情報システムを一体として企画又は開発した実績を有する者であること。
 - (3) 過去5年間に国の各省庁等(内閣府、宮内庁、人事院、会計検査院、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関)、都道府県又は政令指定都市において庶務事務に係るシステムを企画又は開発した実績を有する者であること。
 - (4) システムアナリストの資格を有する者(情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第6条に定める情報処理技術者試験のうちシステムアナリスト試験に合格したものをいう。)を当該業務に従事させることができる者であること。
 - (5) 入札日において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止処分を受けていないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、